



届出要件に該当する場合

「第二種動物取扱業」

の届出 が必要です



●保護・譲渡活動等の目的ではなく、**ペットとして飼っているだけの場合**などは**届出不要**です●

届出要件①



犬・猫を **10頭以上**

飼う予定がある（飼っている）

／ただし、譲渡や預かりの犬猫※が対象\
ペットはノーカウント

かつ

届出要件②



人の居住部分

と分けて

飼う予定がある（飼っている）

／ケージや専用の部屋などで分ける\
／

※他に貸出し、訓練、展示を無償で行う場合も対象。犬猫以外の動物も一定頭数以上で対象になる場合があります。

該当するかも？

熊本市動物愛護センター

(TEL: 096-380-2153 平日 8:30~17:15)



へご相談ください

▲熊本市外の場合は管轄の保健所へ

第二種動物取扱業とは

○非営利の活動であっても、人の居住部分と区分できる飼養施設を持ち（自宅等でケージで分ける・動物専用の部屋を設ける・専用施設で飼うなど）、一定頭数以上の動物の取扱い（譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示）をしようとする者は、**あらかじめ**、飼養施設の所在する都道府県知事等への届出を行うことが義務付けられています。

○届出をせず第二種動物取扱業を行った場合、30万円以下の罰金などに処せられます。

熊本市動物愛護センター
ホームページリンク⇒



猫カフェなど“**営利性**”があるときは
「第一種動物取扱業」の登録が必要だよ

